

平成30年3月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件  
(うち石油給湯機付ふろがま1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 2件  
(うち電気シェーバー1件、電気洗濯機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 5件  
(うち電気ストーブ1件、除雪機(歩行型)1件、ノートパソコン1件、インターホン(モニターテレビ付)1件、電気炊飯器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 柳川、平野、清重

電話: 03-3507-9204(直通)

FAX: 03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700803	平成30年3月2日	平成30年3月12日	石油給湯機付ふろがま	OTQ-415AYS	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	山梨県	製造から15年以上経過した製品 平成30年3月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700808	平成29年12月29日	平成30年3月13日	電気シェーバー	ES611	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	山梨県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月1日
A201700809	平成30年3月8日	平成30年3月13日	電気洗濯機	JW-K50H	ハイアールジャパン セールス株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	長野県	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700804	平成30年1月22日	平成30年3月12日	電気ストーブ	火災	当該製品を延長コードに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月6日
A201700805	平成30年2月3日	平成30年3月12日	除雪機(歩行型)	火災	当該製品を使用中、当該製品が転倒し、焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月1日
A201700806	平成30年2月3日	平成30年3月13日	ノートパソコン	火災	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月1日
A201700807	平成30年3月1日	平成30年3月13日	インターホン(モニターテレビ付)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の施工状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201700810	平成30年2月1日	平成30年3月13日	電気炊飯器	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年2月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気シェーバー（管理番号：A201700808）



電気洗濯機（管理番号：A201700809）

